

## 条件付採用期間勤務成績評定実施要綱

(平成3年8月23日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第1項の規定による条件付採用期間の趣旨を達成するために行う勤務評定の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 勤務評定は、全ての条件付採用職員について実施するものとする。

(実施時期)

第3条 勤務評定は、条件付採用期間開始後5か月を経過した日に実施するものとする。ただし、職員の条件付採用の期間の延長に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第7号）第2条の規定により条件付採用期間を延長された職員については、実際に勤務した日数が80日に達した日に実施するものとする。

(評定期間)

第4条 評定期間は、条件付採用期間開始の日から評定実施の日の前日までとする。

(評定者)

第5条 評定者は、次のとおりとする。

- (1) 第一評定者 被評定者の所属する課等の庶務担当係長又はこれに相当する職にある者
- (2) 第二評定者 被評定者の所属する課等の課長又はこれに相当する職にある者

2 前項の規定によりがたい場合にあつては、総務部長が別に指定する者を評定者とすることができる。

(評定方法)

第6条 評定者は、総務部長が別に定める勤務成績評定票により評定を行うものとする。

(報告)

第7条 評定者は、前条の規定により評定した勤務成績評定票を、評定の日から5日以内に総務部長に提出するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、勤務評定の実施に関し必要な事項は、総務部長が定める。

付 則

この要綱は、平成3年9月1日から施行する。